

2019年度同志社大学大学院司法研究科

前期日程入学試験問題解説

商法

問（1）

監査役は、その会社もしくはその子会社の取締役、支配人その他の使用人を兼ねることができない（会社法335条2項）。取締役の職務執行の監査を職務とする監査役が、同時に取締役として会社の業務に関与すると、いわゆる自己監査となり、公正な監査が期待できなくなる。また、会社またはその子会社の使用人と監査役の地位を兼ねると、使用人は取締役の指揮命令に服する以上、監査権限、または子会社調査権限の公正な行使が期待できなくなるからである（山田純子・会社法コンメンタール7，476，477ページ）。

335条2項によれば、子会社の監査役が親会社の監査役または使用人を兼ねることは禁止されていないから、乙社の監査役と甲社の監査役を兼任することは許される。他方、Bが、乙社の使用人を務めながら、甲社の監査役となることは、会社法上の兼任禁止に抵触するから、同時に兼任すれば335条2項に違反しており、違法である。

問（2）

監査等委員会設置会社は、業務執行者に対する監督権限を強化することを目的として、3名以上の取締役のうち過半数を社外取締役とする監査等委員会（331条6項）により監査を実施させるとともに、取締役の人事（選任及び報酬）につき、株主総会における監査等委員会の意見陳述権限を与えるなどの制度を取り入れた制度である。

これを監査役会と比較すると、次のような相違がある。

まず、監査役会を構成する監査役についても、取締役会への出席義務および意見陳述権は定められているが（383条1項）、監査役は取締役会の構成員ではなく（362条1項）、取締役会の決議に際して議決権を有しない（369条1項）。

これに対して、監査等委員は取締役の地位を兼ねているため、代表取締役の選定や取締役の報酬分配など、取締役会の決議事項につき他の取締役と同様の議決権を有しており、また、監査等委員会として、株主総会決議事項である取締役の選任（342条の2第1，4項）、取締役の報酬決定（361条6項）に関する株主総会決議に際して、株主総会において意見を陳述する権利を有する（399条の2第3項3号）。

次に、監査役の任期は原則4年とされ、定款の定めによる任期の伸長は可能とされる（336条1項）。その趣旨は、監査役の独立性を守り、その地位を保障するためである。

これに対して、監査等委員である取締役の任期は2年であり、任期の短縮も伸長も認められない（332条4項）。監査役よりも任期が短いのは、取締役会構成員として経営上の意思決定に参加するからであり、任期の短縮が許されないのは、監査役の場合と同様に、その独立性を守り地位を保障するためである。

ここまでは、重要な相違として、是非とも挙げてもらいたいですが、これらのほかにも、次のような相違がある。

監査役については、常勤監査役をおくことが義務づけられている（390条3項）のに対して、監査等委員に常勤の者を置くことは必要とされていない（会社法施行規則121条10号イを参照）。監査等委員会が行う監査は、指名委員会等設置会社における監査委員会と同様に、内部統制システムを利用する形を取ることが、その理由とされている。

また、監査役については、監査の独任制を保障するための規定があり（390条2項但書）、監査役会が監査方針を決定したとしても、個々の監査役が監査権限を行使することは妨げられないものとされているのに対して、監査等委員会については、これに対応する規定がなく、むしろ、監査等委員会が選定する者が、調査などの権限を行使する旨の規定があり（399条の3第1項、第2項）、各監査等委員の権限とされる事項は、緊急性を有する場合が多いと言われる取締役会への報告義務（399条の4）、差止請求（399条の6）に限られている。

監査等委員は、取締役でもあるので、監査権限に加えて、取締役会構成員として経営上の意思決定に参加し（362条2項1号）、他の取締役に対する監視義務を負うことになる（同項2号）から、監査権限についても、監査役の場合のように、その監査権限が適法性監査に限定され、妥当性監査に権限が及ばないのではないかという問題は生じない。

問（3）

DのCに対する責任追及は、会社法429条1項に基づくものとなる。Dに重篤な後遺障害を負わせたこと（直接損害）、乙社が債務超過となり賠償金を乙社が支払えないこと（間接損害）の2点につき、責任追及をなすための主張内容が問題となる。

- 1) Dに重篤な健康被害を負わせたことについては、禁止添加物を使用した食品を販売したことが原因であり、この点につき法令（厳密には、厚生労働省の告示）違反の任務懈怠がある。Cによる経費節減の指示が基になって、そのような禁止添加物の点検が遅れ、当該食品の回収決定が間に合わなかった、ということであれば、販売が禁止される食品を販売したことに加えて、その回収が遅れたことについても、Cには取締役としての任務懈怠がある。それらの各事情につき重過失を認めるかどうか（悪意を

認めるのは、与えられた事実からは難しい。)については、立場が分かれ得る。重過失を認める判断もあり得るであろう。

2) 乙社が債務超過となった原因には、①禁止添加物を使用した食品を販売する法令違反があったこと、②経費削減の指示により禁止添加物の点検が遅れたこと、③点検が遅れる間に新たな健康被害が発生して、再度、信用を失墜したこと、等が考えられ、直接の原因は③であると見てよさそうである。

このうち、①については、法令違反の状態を放置した任務懈怠があるが、重過失があったといえるか不明であり、また、乙社の債務超過との間の因果関係を肯定するためには①のみでは足りず、②③と連続的な事実と捉える必要があろう。

②③については、被害の発覚前は予見可能性がなく過失がないという評価もあり得るかも知れないが、乙社内で、過去の経験から違法添加物の発見体制を構築しながら（内部統制システムの構築義務は一応果たしていたとみることができる）、業績回復のために経費節減を優先したことから、代表取締役Cにつき、その運用上の注意義務違反が問われ得る。点検の遅延を招くような経費節減を求めたこと自体は、法令違反ではないとしても、著しく不合理な意思決定と考えることができるであろう。これについても、著しく不合理な決定と見る立場からは、重過失を認められるように思われる。